



## モノリスホールディングスが1stホールディングス<3644>株式の大量保有報告書を提出



1stホールディングス<3644>について、モノリスホールディングスが5月23日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の株式及び新株予約権を取得及び保有し、重要提案行為等を行うこと。なお、提出者は、発行者の発行済普通株式のうち発行者が所有する自己株式を除く全株式を保有することとなるよう、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、③当該普通株式の全部（発行者が保有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別の種類の発行者株式を交付することに係る付議議案を含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を、発行者に対して要請する予定です。また、上記①が本株主総会にて決議され、上記①に係る定款変更の効力が発生すると、発行者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。上記②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる普通株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、提出者は、本株主総会の開催日と同日を」によるもの。

報告書によると、モノリスホールディングスの1stホールディングス株式保有比率は、87.23%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年5月22日。